

岩手県放射性物質低減のための原木きこの栽培管理実施要領

平成25年7月3日 制定 林振第230号
平成26年2月21日 改正 林振第698号
平成27年9月16日 改正 林振第322号
令和4年5月31日 改正 林振第121号

(趣旨)

第1 本県の原木きこの栽培は、原子力発電所の事故による放射性物質の影響を受け、一部市町村に原木きこの出荷制限が指示されているほか、全県にわたって風評被害が発生するなど、生産活動に対して厳しい状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、安全な原木きこの安定供給し、消費者の安全と産地再生を図るため、国の「放射性物質低減のための原木きこの栽培管理に関するガイドライン」(平成25年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)に基づき、県の放射性物質の影響を低減するための原木きこの具体的な栽培管理(以下「栽培管理」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1)「チェックシート」とは、安全なきこの栽培を行なっていることを証明するため、別添1(露地栽培)及び別添2(施設栽培)のとおり生産者自ら栽培管理の具体的な取組事項をロット単位で記録するシートをいう。
- (2)「露地栽培」とは、森林の中など屋外や、(3)の施設栽培以外の施設できのこを発生させる栽培方法であり、別添1(露地栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。
なお、降雨や風を遮断していない人工ほだ場は、「露地栽培」に含める。
- (3)「施設栽培」とは、降雨や風を遮断したビニールハウス等の施設内できのこを発生させる栽培方法であり、別添2(施設栽培)のチェックシートで栽培管理を行うものをいう。
- (4)「しいたけ栽培履歴記帳日誌」とは、岩手県しいたけ産業推進協議会で作成した栽培日誌をいう。
- (5)「ロット」とは、ほだ木を「原木の伐採場所」、「植菌年」、「ほだ場」の組み合わせにより分類した管理のまとまりをいう。
- (6)「検査」とは、安全な原木きこの供給するため、「きのこ原木、ほだ木等検査実施要領(平成24年5月22日制定、林振第175号通知)」及び「原木しいたけ(原木生しいたけ及び乾しいたけ)全戸検査実施要領(平成24年3月23日制定、林振第555号通知)」並びに「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき実施する原木・ほだ木・生産物の放射性物質濃度の測定検査をいう。
- (7)「集出荷団体」とは、全農岩手県本部、農業協同組合、岩手県森林組合連合会、森林組合及び株式会社岩手くずまきワインをいう。
- (8)「広域振興局等」とは、広域振興局の林務担当部、農林振興センター、林務室及び岩泉林務出張所をいう。
- (9)「出荷制限」とは、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部長から県に対し、発生した原木きこの(生産物)の出荷を差し控えるよう市町村に要請するよう指

示があったものをいう。

- (10) 「出荷自粛」とは、県が発生した原木きのこ（生産物）の出荷を差し控えるよう市町村に要請するものをいう。
- (11) 「必須工程」とは、必ず実施しなくてはならない工程をいう。
- (12) 「重要工程」とは、必須工程以外の工程で、放射性物質の低減対策のために必要と考えられる工程をいう。

（生産者台帳の整備）

第3 広域振興局等は、出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除を行おうとする品目について、市町村及び集出荷団体と連携し、すべての生産者に対し生産情報、放射性物質濃度検査結果及び出荷再開の意向等を調査のうえ、様式1により生産者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、内容に変更のあった場合は、その都度台帳を更新して管理する。

なお、出荷制限が指示されていない市町村であっても、「原木しいたけ」の生産者については、台帳を作成するものとする。

- 2 広域振興局等は、毎年次、農林水産部林業振興課が別に定める期日までに台帳の写しを提出するものとする。

（栽培管理の留意点）

第4 栽培管理は、放射性物質の影響を低減させるために行うものであり、特に以下の点に留意して行うものとする。

- (1) ロット単位で栽培を管理・記録すること。
- (2) 原木・ほだ木は検査を行い、国の定める指標値（50ベクレル/kg）以下であることを確認して使用すること。
- (3) 原木・ほだ木・生産物に土・林内雨・粉塵等を付けないこと。
- (4) 生産物は検査を行い、国の定める食品の基準値（100ベクレル/kg）以下であることを確認して出荷すること。

（栽培管理の確認）

第5 出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除申請に必要な検査を行う生産者は、栽培管理に基づき具体的な取組みを行った日付等をチェックシートに記録するとともに、別に定める期日までに様式2によりチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。

- 2 広域振興局等は、栽培管理が適切に行われているかチェックシートを確認し、様式3により生産者に確認結果を通知する。

また、確認を行った日付を台帳に記入して管理する。

- 3 出荷制限指示または出荷自粛要請がされていない市町村の生産者で第2項の確認結果通知を希望する場合は、第1項に準じてチェックシートの写しを広域振興局等に提出する。
- 4 広域振興局等は、出荷制限及び出荷自粛要請が解除された市町村において、栽培管理を適切に実施していない生産者を確認した場合は、是正を求めるとともに、農林水産部林業振興課及び当該市町村・集出荷団体に速やかに報告する。

（生産者の役割）

第6 チェックシートに基づき具体的な取組みを実施するとともに、実施日及び検査結果を記録する。

- 2 「しいたけ栽培履歴記帳日誌」への記録、出荷先・販売先の記録、県から通知された検査結果（以下「検査結果等」という。）の保存を行う。
- 3 第1項で掲げるチェックシート及び第2項で掲げる検査結果等は、ロットの最後の生産物を出荷した日を起点に、生しいたけ栽培の場合は3年間、乾しいたけ栽培の場合は5年間保存する。
- 4 県、市町村及び集出荷団体からチェックシートの提出及び提示を求められた場合は、これに従う。

（集出荷団体の役割）

- 第7 広域振興局等及び市町村と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、生産物の集荷時にチェックシートの記録を確認するなど、栽培管理の実行を定期的に指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
 - 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

（市町村の役割）

- 第8 広域振興局等及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。
- 2 広域振興局等が行う検査に協力する。
 - 3 新たなロットの追加や生産物の発生状況等、生産者情報を広域振興局等に提供する。

（広域振興局等の役割）

- 第9 生産者毎に、栽培管理実施状況及び検査結果のほか、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手先、生産量等を記録した生産者台帳を整備し、管内のしいたけ生産者の情報を常に最新の状態で管理・把握する。
- 2 検査を実施するとともに、検査結果等を生産者、市町村及び集出荷団体に通知する。
 - 3 市町村及び集出荷団体と連携し、生産者の取組みを支援するとともに、定期的な巡回指導等を通じて栽培管理の実施を指導する。

（林業技術センターの役割）

- 第10 林業技術センターは、生産者の栽培管理の実施に対する取組み及び広域振興局等における生産者の支援が円滑に進むよう、必要な助言や技術的指導を行う。

（農林水産部林業振興課の役割）

- 第11 農林水産部林業振興課は、必要に応じてチェックシートの内容の見直しを行う。
- 2 出荷制限が指示された市町村において、栽培管理の実施が確認できた場合は、出荷制限の解除に向けて国と協議を行う。

（その他）

- 第12 本要領に定めのない事項については、その都度関係者が協議を行って対応するものとする。

（附則）

この要領は平成25年7月3日から施行する。

(附則)

この要領は平成26年2月21日から施行する。

(附則)

この要領は平成27年9月16日から施行する。

(附則)

この要領は令和4年5月31日から施行する。

●●広域振興局長 様

住所 _____

氏名 _____

〔生産者番号：●●●●〕

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理 確認依頼書

私は、岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領に基づき、栽培管理に取り組んできましたので、別添のとおりチェックシートを添えて確認を依頼します。

併せて、露地栽培（施設栽培）原木生しいたけの出荷制限（自粛）を解除するための検査を依頼するとともに、検査の実施にあたって、下記について同意します。

記

1 提出書類

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート（管理年次 令和●●年）

2 同意事項

- (1) 県職員及び作業補助者が、ほだ場（栽培用ハウス）に立ち入ること。
- (2) 検査に用いる検体（しいたけ、ほだ木、土壌）を無償で提供すること。
- (3) 検査の結果、新たにほだ木の指標値超過が判明した場合には、当該ほだ木を速やかに処分すること。
- (4) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者氏名、住所（市町村のみ）、生産者番号について、県が、集出荷団体（JA・森林組合等）及び産地直売所に対し、情報提供すること。
- (5) 出荷制限（自粛）が解除された後、生産者番号を県ホームページに掲載すること。
- (6) 出荷制限（自粛）が解除された後、出荷物に生産地及び栽培方法を表示して販売すること。（表示例：「〇〇町・露地栽培」「〇〇市・施設栽培」）
- (7) 損害賠償請求のため、東京電力に対し、生産者番号、氏名、ロット数及び解除年月日を提供すること。

様式3

令和●年●月●日

〔生産者番号：●●●●〕
（生産者名） 様

●●広域振興局長

放射性物質低減のための原木きのご栽培管理 確認通知書

令和●年●月●日付で依頼のありましたこのことについて、岩手県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理実施要領に基づき、適切に栽培管理を実施していることを確認しました。